

“協同組合らしさ” をとり戻すために

北川 太一（福井県立大学）

協同組合は、理念を掲げ、その理念をさまざまな活動を通して関係者が共有し、それを事業として具体的に実践するところに特徴がある。ここで事業とは、いわゆる企業的な意味でのビジネスではなく、モノやサービスを介した組合員の経済的取引であり、事業の進め方（事業方式）や組合員・職員の参加など事業実施のプロセスも含めて捉えることができる。したがって、協同組合の経営においては事業実施のプロセスを継続的に改善していく取り組みが重要である。特に、地域生協や総合農協を念頭に置いた場合、総合事業（複数事業の兼営）という特性を強みに変えること、つまり総合力を発揮する条件を整えなければならない。

今日、こうした問題をあえて取り上げなければならない理由として、次のような協同組合をとりまく状況がある。

一つは、協同組合に対する無理解という状況である。協同組合を、特定の人たちの利益を追求する“専門事業体”とみなす考え方が流布している。こうした考え方に立てば、協同組合は、農業者、漁業者、消費者等による“利害者集団”であり、事業は集団に関連する領域のみを対象としたビジネスと同列のものとして扱われる。しかし、組合員の暮らしを守り、地域社会をより良くすることを目的とする協同組合は、決して特定の人たちの利害を追求する役割に終わらない。

二つは、無前提に協同組合の特異性を強調し過ぎる傾向が存在することである。“協

同組合という企業形態だから素晴らしい”というのは、ほとんど根拠のない話である。“理念・原則を有している協同組合は民主的であり一般の株式会社よりも優れている”と主張することも、実りのある議論とはいえない。世界共通の協同組合原則の存在をもって、協同組合らしい事業や活動が展開できることにはならないであろう。アイデンティティ、すなわち自己がこの世に存在している証（あかし）、協同組合がこの世に存在することの意味が、より具体的に問われなければならない。

さらに三つ目として、協同組合の経営目的そのものがあいまいになっていることがあげられる。しばしば指摘されるように、協同組合の経営目的には「効率性基準」と「有効性基準」があるとされる。前者は、事業の展開に際して、投入したコストに対してどの程度成果が得られるかという指標である。これに対して後者は、事業の展開を通して広い意味での組合員の経済的利益がどれだけ満たされたかという指標である。もちろん両方が大事であり片方に偏ってはいけないはずだが、現状では総じて「効率性基準」が優先されているのではないか。

事業の専門性を追求することは否定されるべきではない。しかしその一方で、縦割りの弊害を除去し横糸を通す意図的な取り組みこそが、総合力の発揮のファーストステップであり、それが協同組合らしい事業や経営につながるはずである。